

リニア中央新幹線沿線早川地域活性化対策協議会規約
〈略称：リニア沿線早川地域活性化協議会〉

(名称)

第1条 この会は、リニア中央新幹線沿線早川地域活性化対策協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、リニア中央新幹線の建設促進への協力に伴う南アルプス地域の環境全般への影響に関する提言と整備を行うとともに、合わせて地域の産業及び経済の活性化を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、関係団体等と相互に連絡、協調し、次の事業を行う。

- (1) リニア中央新幹線の建設促進に関すること。
- (2) リニア中央新幹線に関する情報の収集と活用策に関すること。
- (3) リニア中央新幹線の建設に伴う環境問題への対応に関すること。
- (4) リニア中央新幹線の建設に伴う地域活性化に関すること。
- (5) 関係機関への陳情、要望等の活動に関すること。
- (6) その他目的達成のために必要な事業に関すること。

(組織)

第4条 協議会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、任期中に委員が交代する場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長副会長及び参与)

第5条 協議会に、会長1名及び副会長2名を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 5 参与は、山梨県リニア交通局とJR東海があたり、必要に応じ協議会に招聘し、事業等の説明及び協議会についての助言をする。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長は会長が務める。

- 2 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。

(事務局)

第7条 協議会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局は、早川町役場総務課企画担当に置く。

3 事務局の職員は、会長が任命する。

(委任)

第8条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成26年11月5日から施行する。